

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 母子保健福祉課

法令名	児童福祉法	法令の番号	昭和22年164号
不利益処分の種類	無認可施設に対する事業停止命令	根拠条項	第59条
処分基準	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）の規定に反するとき		
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 母子保健福祉課	交付機関 母子保健福祉課
			目次 NO
			12